

令和元年度 国立大学法人広島大学物品・役務等契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和元年 11 月 20 日 (水) 10:00~12:00 広島大学東千田キャンパス S114共用講義室  令和元年12月19日(木)~令和2年 1月20日(月) 書面審査	
委員	委員長 栗栖長典 (本学監事) 委長 胡田 敢 (弁護士) 委長 大場史郎 (税理士・行政書士) 委員 朝長慎弥 (公認会計士・税理士)	
審査対象期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日	
抽出案件(合計)	4 件	(備考)
物品(計)	2 件	・質疑応答対応部署 施設部施設企画グループ 施設部施設計画グループ 東広島地区運営支援部共通事務室 霞地区運営支援部契約グループ
一般競争 (政府調達契約)	0 件	
一般競争 (政府調達契約を除く)	2 件	
指名競争	0 件	
随意契約 (公募型企画競争)	0 件	
随意契約 (公募型企画競争を除く)	0 件	
役務(計)	2 件	
一般競争 (政府調達契約)	1 件	
一般競争 (政府調達契約を除く)	0 件	
指名競争	0 件	
随意契約 (公募型企画競争)	1 件	
随意契約 (公募型企画競争を除く)	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申	別紙のとおり	

意見・質問等	回答
<p><b>報告</b>  <b>前回の委員会において行った意見の具申(次の1~5)への対応について</b></p> <p>1. 感染性廃棄物について、発生元から収集用のボックスまでの流れが一番重要で、確実にボックスまで流すプロセスが大学として大きな課題である。加えて、業者が廃棄物の処理を最後まで全うしていることを確認する姿勢が必要である。また、感染性廃棄物に関しては大学全体で取り組む必要がある。</p> <p>2. 感染性廃棄物収集運搬・処理業務に係る契約内容について、広島大学としてのリスク軽減という観点で再点検が必要である。</p> <p>3. 研究者から研究計画を徴取するなどして、物品の購入等を合理的・効率的に行う工夫をしてほしい。また、なるべく多くの業者が入札に参加するよう努力し改善を図ることが必要である。</p> <p><b>【報告に対する質疑応答】</b>  <b>「1.」「2.」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染性廃棄物の処理について、マニュアルを定めていることを了解した。実際の現場で看護師・医師が分別をする際に徹底している様子を、ゴミ箱を設置しているところの写真や、ポスター等で処理方法を掲示している場所の写真などを報告資料として添付いただけると、対応状況が一目瞭然となるので、今後は実際の運用状況がわかるような形で報告をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>「2.」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応札業者が一社となる対応について、今回もサンプル抽出する中で一社応札が目立っていたが、どの大学でも同じ状況か。また、公告しているだけでは、新規の業者は出てこないのではないか。</li> </ul> <p><b>【全体を通して】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染性廃棄物の件や合理的な物品購入がされているかについて、今回で終了ではなく今後も契約は続いていくことなので、引き続き問題意識を持ち続けて定着化を図っていただきたい。特に感染性廃棄物のことについては、定期的・定例的なチェックができるような運用を定着させていただきたい。合理的な物品の購入についても、永遠の課題でもあるので引き続き取り組みをお願いしたい。</li> </ul>	<p>環境省が定める感染性廃棄物の処理マニュアルに沿ったマニュアルを学内の感染症対策委員会において整備し対応している。また、現場での感染性廃棄物に関する具体的な対策や感染の予防については、本学霞地区にある感染制御部において各種研修を行うなど対策を講じている。また、業者が廃棄物の処理を最後まで全うしているかを確認するために、感染性廃棄物を本学の保管庫から最終処理場で処理されるまで同行し、移し替え等がないことを適宜確認している。</p> <p>請負業者との間で、排出者(本学)と請負業者の責任分岐点を明確にするため確認書を交わして責任の範囲を明示することとし、確認書を取り交わした。</p> <p>科学研究費補助金については、内定後に研究者が交付申請を行う段階で内容を確認し、契約が必要な物品等をリストアップし、個々の教員に調達の仕様提出を求めている。その段階で仕様作成にあたっての留意事項等を各教員に説明している。他の研究予算についても随時その情報を受け取り、できるだけ早期に案件を把握して対応していく取り組みを行っており、引き続き、学内の情報収集に努めていく。また、多くの業者が入札に参加できるようにする努力が必要であるとの指摘だが、一社入札の問題は全国的に議論されており、どうしたら応札業者が増えるかについては、明確な回答を用意できていない。契約担当部署としては、一社にならないような仕様の作成をお願いするとともに、できるだけ競争となるよう、また一社になった場合も交渉等でできるだけ有利な契約になるようにという方針で取り組んでいる。</p> <p>一社応札については、他機関等でも明確な対策が打ち出せていないと思われる。本学では随意契約の対象金額を現在200万円まで引き下げており、契約件数が多くなっている。それも一社応札が多いと映る要因と思われる。なお、公告については、国、市長村、それに大学も含めホームページにアップしているが、それを取りまとめて情報を公開する業者がいるため、多数の業者が広く見ることができている状況となっていると思われる。こちらから業者への直接的な働きかけは、逆に問題となることも考えられるため行っていない。</p>

意見・質問等	回答
<p>・ 審査に先立ち、朝長委員から今回、審査対象とした契約事案の抽出基準について説明があった。</p> <p>抽出の条件および意図は以下のとおり。</p> <p>〈今回の抽出条件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①随意契約を優先</li> <li>②契約担当部署を分散</li> <li>③金額の高い</li> <li>④役務</li> <li>⑤複数の契約で同じ業者</li> <li>⑥契約期間が長い</li> <li>⑦不正の温床</li> <li>⑧フォローアップ</li> </ol> <p>〈抽出条件①～⑧による抽出の意図〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①価格に競争原理が働かない恐れがある</li> <li>②抽出される側にも緊張感を与える</li> <li>③契約に瑕疵があった場合に影響が大きい</li> <li>④モノではなくサービスに対しての価値をどのように判断しているか</li> <li>⑤個々の契約では問題がなくとも、総合的に見ると特定の業者との関連が強い</li> <li>⑥外部環境の変化により不利な状況を長期間強いられるおそれがある</li> <li>⑦物品の買取市場が成立している場合には、転売して利益をうる可能性がある</li> <li>⑧過年度の委員会での指摘が適切に反映されているかの確認</li> </ol> <p>昨年の6つの抽出基準①～⑥に加え2つの基準(⑦, ⑧)を追加した。⑦については、特に消耗品関係で中古品市場があり転売等の恐れがあるもの、⑧については、当委員会での過去の指摘が適切に反映されているかフォローアップ監査という名目で過去と同様の案件を抽出している。</p> <p>今回のサンプル抽出にあたっては、「トナーカートリッジ 外(カラープリンタ用)」及び「トナーカートリッジ 外(モノクロプリンタ用)」は⑦の不正の温床という観点、「広島大学霞キャンパス管理一体型ESCO事業」は⑧の過年度に同様の案件があったことのフォローアップとして、「広島大学東広島キャンパス等の警備業務及びゲート管理業務」については従前からの抽出基準「金額が大きい」「役務契約」の観点で抽出している。</p> <p>サンプリングという考え方は、3件抽出した中で1件エラーがあれば、その母集団において33%のエラーが推測されることになる。3件という少ない件数だが、その審査を通じて今後の契約事務に反映していただきたいと考えている。</p> <p><b>議事1</b>  <b>委員長の選出について</b></p> <p>・ 委員の互選により栗栖委員を委員長として選出した。</p>	

意見・質問等	回答
<p><b>議事2</b> <b>案件の審査について</b></p> <p><b>(1) 広島大学霞キャンパス管理一体型ESCO事業</b></p> <p>(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画競争の優先交渉権者を決める際のプレゼン資料の中で「ESCOファナンスプラン」という資料があるが、実際の契約書の内容と比べると広島大学の得られる利益を縮減した形で契約に至る。まず、そこがなぜ変わっているのかお聞きしたい。 特に契約年数がプレゼン資料では6年となっているが、実際の契約が8年となっていて、その支払う金額も大きくなっている。 広島大学の15年間の利益総額というものが急に出てきて、節減額と支払額を比較した時に、15年間でなんとか均衡するというところで15年と書いてあるのではないか。それならば8年の契約期間中に多額の手数料を支払ったうえに、結局9年目から15年目までの間もこの手数料等を追加で支払う必要があるのではないか。15年目までの手数料を含めてトータルで本当に採算が取れるのか説明していただきたい。 すぐにお答えが出ないということは契約される時に疑念はなかったということか。</li> <li>9年目以降は一切お金を払う必要はないということで間違いないか。</li> <li>契約終了後の保守メンテナンスは広島大学がみずから保守をするのか。外注するのではないのか。外注といっても、これだけ大きな金額の契約なら9年目以降も引き続き同じ業者に頼むのではないのか。</li> <li>検討するというのは、まだ検討してないということか。要するに15年で本当に収支が取れるかどうか、広島大学にとってメリットがあるかどうか、検証されてないということか。</li> <li>このESCO事業自体が15年で広島大学にメリットがあると言われるのに、契約自体が8年しかない。では9年目以降どうするのか。プレゼンの際に話に出なかったのか。それならば8年で採算が取れる契約にする必要があったのではないのか。こちらの質問に対し明確な回答がなく、本当に真剣に検討されていたのかすら疑わしく感じてしまう。</li> <li>4.4億円は何に対しての4.4億円なのか。9年目以降に保守料を払っても、トータルで15年で見ると4.4億円のメリットがあるということか。</li> <li>15年だと長期になりすぎて引き受け先がないので、どうしても広島県内でモデル事業がやりたい事業者側から広島大学に声がかかったというような経緯ではないのか。事業者側が補助金を得て利益を出すため、事業者側のメリットが大きいのではないのか。</li> <li>少なくともプレゼンに出された資料・数字というのは何かに基づいていると思うが、現場で確認をしたうえでこのプレゼン資料になっているということで間違いないか。ある程度精緻な数字であるなら、この数字の差異が生じた原因は何か。</li> </ul>	<p>プレゼンの資料は募集要項の基準に沿って提出いただいたものである。</p> <p>契約が終了するため、支払う必要はない。</p> <p>契約更新するか新たな業者と契約し直すかについては、今後検討していくことになる。</p> <p>維持管理等については、9年目以降も現在の契約先を継続するのか、競争という形になると思うが、今回新たに導入した機械の保守を含めた次の競争・契約になると考えている。</p> <p>15年分のESCO事業の事業収支について、ライフサイクルコストは検討している。ご質問の9年目以降も施設整備保守費は発生するが、15年トータルでは4.4億円のメリットが見込めるという試算はしている。</p> <p>貴見のとおりである。</p> <p>契約の概要説明のとおり、他大学における先行事例を検討し、広島大学側から複数の事業者に対し事業提案を求めたものである。</p> <p>企画競争の公募をする際、短期間で提案を求めるので業者も十分精査する時間はない。ある一定の期間で2社が資料を作ってきて、この資料に基づいて選定委員会でより優れた提案者を優先交渉権者とした。その後、実際に事業を始めるにあたり既存設備の現地確認や追加設備の導入計画について精査して契約に至っている。契約前に優先交渉権者と契約前協議を重ねて最終的に契約に至ったという経緯である。プレゼンの時点で細かい数字まで詰め切れないために数字の差異が生じている。</p>

意見・質問等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明は理解できるが、プレゼン時の計画に対して、当初の段階と契約の段階ではこういうところが違っていたので、これぐらい金額が下がるとか、期間についても当初は6年にしていたが、実際は8年にしないとイケないとか、そういった部分は最低限確認を取らないと契約はできないのではないかと。この場では説明できないようなので、改めて整理した資料を再提出してほしい。</li> <li>・契約書の3条に記載されている金額について、省エネルギーサービス料(維持管理費以外)、省エネルギーサービス料(維持管理費)、施設管理サービス料の3つを合わせた金額に、設備費や設備を設置する工事費なども含まれているのか。</li> <li>・契約書の第1条の「契約の目的」には、必要な設備を敷地内に設置する工事も含まれていて、新たな設備を購入して設置するのにも、その費用がここには入っていないということか。</li> <li>・新たな設備について、設備の購入費や設備設置の工事費用は含まず、業者側の負担になるというのは、この契約書のどこを読めばよいか。</li> <li>・この設備は広島大学(甲)のものではなく事業者(乙)のものなのか。契約書9条5項で、甲は乙の承諾なしにその設備の増設または改造を行ったりしないものとするとして、要するに乙の管理監督がいることになっている。既存設備と新たな設備の所有権は条文のどこに記載されているのか。</li> <li>・1条の文言と8条の文言が必ずしも整合しておらず、少なくとも大学は8条の1項を根拠にされているということだが、文言が適当でなく他の読み方もできる。1条で新たな設備を設置し、広島大学(甲)の施設等の改修工事を行うということに対して、これに要する費用は事業者(乙)の負担とするという書き方をすれば明確になるし、そういう書き方にされるべきだと思う。要するに、紛争の余地のない契約書にするべきで、法学部の先生に参加してもらうなどチェックが必要である。</li> <li>・物品・役務契約監視委員会も数年続けているので、そろそろ一つ一つの契約のレベルをちょっと上げていくべきと感じる。一般の事業者から契約業務に精通した方をオブザーバーとして雇うなどしてはどうか。大学の中だけで解決しようとしても難しいのではないかと。事業者に比べて体制が弱いのではないかと。</li> <li>・事業開始から半年が経過しているが、半年の実績はどうか。</li> <li>・補助金の交付状況を教えてもらいたい。当初の業者のプレゼンの申請予定額と比べて実際の状況はどうであったか。</li> <li>・当初のプレゼンでは3億円とされていたものが、実際に交付を受けた補助金額はその半分だったと聞いている。減額した背景、例えばESCO事業の契約の際に内容に変更が出たために補助金が申請できなくなった、あるいは補助金が取れなくて内容が変更になったということはないのか。</li> <li>・このESCO事業についてこの場での審査はここまでとして、先ほどのプレゼンと契約書の金額の差、期間の変更理由や15年トータルでの収支の根拠などに加えて、補助金についても、改めて後日書面で報告をお願いしたい。</li> </ul> <p>(書面審査) 企画提案時の契約期間は6年間であるが、実際の契約書では8年間となっている。6年間が8年間になった経緯を文書で残り説明責任を果たすことが必要である。 また、ESCOサービス開始日以降の光熱水費等の実績を分析・検証し、定期的に関係者へ報告することが重要である。</p>	<p>設置費は含まない。</p> <p>シェアード・セイビング契約(節減額分与契約:ESCO事業者が省エネルギー改修に係る費用も負担し、建物所有者は初期投資が一切不要となる契約)であるため、ESCO事業者が設備投資資金を調達し、事業開始前にESCO事業に必要な設備を設置してから事業がスタートする。その費用はこの事業の中でESCO事業者が回収していくことになる。</p> <p>契約書の8条に記載されている。</p> <p>第12条に乙が設置したESCO設備の所有権の記載がある。</p> <p>検針時期の関係で9月までの半年の実績だが、ESCO事業としてトータルで8000万円ほど削減できている。</p> <p>ESCO事業関連の補助金制度が約10あり、内容等を検討した結果、環境省の補助金が消去法で残って応募し採用された。</p> <p>先ほども説明したとおり、プレゼンの資料の内容とは異なるが、締め切りや中身により10ほどの補助金の選択肢のうちから、消去法で選んだだけで、何か理由があってというわけではない。</p> <p>承知した。</p>

意見・質問等	回答
<p>(2) 広島大学東広島キャンパス等の警備業務及びゲート管理業務</p> <p>(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一社応れで、過去5年以上同じ業者と契約している。昨年は別の業者も入札に参加しているが、入札額は比較にならないほど高かった。警備業務はほぼ全て人件費と思われるが、最低賃金などは削れないので警備内容・日数を縮減するしかないのなら、今回の最初の見積額から契約金額までの約35%の値下げは、内容の低下に直結しないのか。</li> <li>それならば、警備の人数・範囲は昨年入札に参加した別の業者の提案と同等の内容ということか。業者側に35%の減額を飲んでもらったとの理解でよいのか。</li> <li>金額的には良いところで契約できたとして、警備範囲・内容は妥当といえるか。難しいところだが、何も事件が起きなければ妥当、何か一件でも事件があれば非難される。気になったのは警備内容の変更等が必要ないか学内に照会されたメールに、「業務の追加は極力せず、ある場合は必要最低限に抑えてください」「業務単価の高騰が財務状況に深刻な影響を与えています」とある。縮減が行き過ぎて、品質に問題が生じているようなことはないのか。</li> <li>全体を俯瞰して予算に濃淡をつける必要があるのではないのか。金額の縮減だけではなく、金額に見合った品質・安全をどう確保するか考えてほしい。学生の安全・安心を確保することも外部へのアピールになる。</li> <li>同じ業者が続いているが、1年契約にしている理由はあるか。また、この業者の信用リスクは問題ないか。財務状況等は確認しているか。</li> </ul>	<p>予定価格調書において、本学で雇用した場合の金額、賃金センサス(賃金の態様を包括的に捉える統計調査の総称)における警備業務の人件費の金額、最低賃金など種々の1時間当たりの人件費を比較している。今回の仕様を満足するための総時間数は約6万時間であり、最低賃金だけで人件費が約5100万円となるが、賃金センサスの金額を予定価格として採用しており、市場価格として、人件費の最低金額がこれくらいと考えている。</p> <p>貴見のとおりである。低入札調査基準価格を設定しており、最低賃金から算出した金額以下の入札であれば調査を行うこととしている。</p> <p>現場の要望は出てくるが、できるだけ仕様を増加させないでほしいというお願いをしている。予算状況等もあり、仕様縮減まではいかなくても特殊事情がない限り増額は難しい。</p> <p>近辺で事案等が発生したときは、職員で見回るなど対応をしている。過去には大学前の交番を誘致するなど対応している。</p> <p>状況の変化があったときに対応がとれるよう1年としている。信用リスク等については、毎年入札参加にあたって参加資格を確認しており、財務状況に問題があるとは認識していない。</p>
<p>(3) トナーカートリッジ 外(カラープリンタ用) 及び トナーカートリッジ 外(モノクロプリンタ用)</p> <p>(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査対象として選んだのは、不正の温床となる可能性があるという点からである。契約総額も大きくはなく、一つ一つの単価もホームページ等を見ても適切な範囲と思われる。一方で、それぞれのトナーカートリッジの年間の使用数について事前に回答してもらった資料では、H30年度は栄養管理部、手術部、中央処置室などでトナーの消費数が多くなっている。各診療科の業務と絡めて、なぜこれだけの量のトナーが必要か説明いただきたい。もう一つは、年間3000万円くらいトナーカートリッジに費やしているが、メーカーがホームページで公表している1本のトナーカートリッジで印刷できる枚数の目安から計算すると、年間の病院の営業日数244日で割って1日あたり5万ページ印刷していることになる。トナーカートリッジは買い取り市場が成立しており、不正の温床となりやすい。これだけの量が本当に必要か。</li> </ul>	<p>最初の質問について各部署の業務内容は、中央処置室は処方箋とか処置をした内容とか、患者さんも多いため用紙等が多く発生する。栄養管理部は日々入院患者さんへの食事の提供がある。</p>

意見・質問等	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学のホームページを見ると、1日の平均外来患者数は2325人となっており、外来2500人で1日5万ページも印刷というのは乖離が大きすぎないか。カートリッジの発注業務は各診療科の要望をまとめて発注しているというだけで、中身まで確認していないと思われるが、実態はどうか。</li> <li>・トナーカートリッジに限らず、薬品など換金性のあるものは大学が受け入れるときはチェックされているが、一度中に入ってしまうと換金されるリスクがある。使用量に大きな増減があれば、本当に必要か現場で確認するまで踏み込むことも契約事務に必要なではないか。また過去のデータを見たりするなど、契約担当の中で大まかな必要個数を把握したうえで契約業務に臨んでいただきたい。</li> <li>・印刷枚数のことだが、コピー用紙の管理も当然されているか。</li> <li>・コピー用紙の使用枚数とトナーの使用量を合わせれば、実際に使っているかある程度推測できるのではないか。また、患者さんに渡す書類は必要だが、学内のペーパーレス化は進めているか。</li> <li>・調剤薬局で横流ししていたケースが税務調査で発覚した事例がある。出来心というのはあるので、隙がないようにしていただきたい。</li> </ul>	<p>現状では確認できていない。</p> <p>各現場に管理を任せている。</p> <p>会議等はペーパーレスとしている。</p> <p>承知した。</p>
<b>議事3 意見の具申について</b>	
<b>【意見の具申】</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員会での質疑応答において担当者がすぐに回答ができないなど、問題意識をもって契約事務に携わっているのか疑問に感じた。緊張感をもって一つ一つの契約をチェックしていくことが必要である。担当者のレベルアップと緊張感をもった契約業務の遂行をお願いしたい。</li> <li>2. 「広島大学霞キャンパス管理一体型ESCO事業」について、企画提案時の契約期間は6年間であるが、実際の契約書では8年間となっている。6年間が8年間になった経緯を文書で残し説明責任を果たすことが重要である。また、ESCOサービス開始日以降の光熱水費等の実績を分析・検証し、定期的に関係者へ報告することが必要である。</li> <li>3. 広島大学が不利益を被ることのないよう、案件によっては条文等の内容を専門家にチェックしてもらうなどの体制整備を検討することが必要である。</li> <li>4. トナーカートリッジなど転売の可能性がある物品については、在庫数に大きな増減があれば、使用量が本当に適正かなど換金されるリスクも踏まえて過去の納入データと比較するなどして、日々契約事務に取り組んでもらいたい。</li> <li>5. 警備業務等の安全・安心に関する案件については、金額に見合った品質、安全・安心をどう確保するかを考え、プライオリティーをつけて契約する必要がある。</li> </ol>	
<b>その他</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし。</li> </ul>	